京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

令和２年１２月１８日
規則第３１号

（趣旨）

第１条　この規則は、京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例（令和２年京丹波町条例第４５号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（事前協議の手続）

第３条　条例第９条第１項の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）を行おうとする者は、事前協議書（様式第１号）に次に掲げる図書を添付し、正本及び副本各１部を町長に提出しなければならない。ただし、当該事前協議に係る特定事業に関する計画に応じて、その必要がないと町長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

（１）　事業者に係る図書

ア　事業者が個人のとき　住民票の写し（未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面及び当該法人の登記事項証明書））

イ　事業者が法人のとき　法人の登記事項証明書

（２）　別表第１に掲げる図書

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

２　町長は、前項の事前協議書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該事業に関し協議すべき事項を取りまとめ、事業者に通知するものとする。

３　事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の所管課又は関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ所管課又は関係機関から書面で協議を終了した旨の確認を受けなければならない。

４　事業者は、第２項の規定による通知を受けた日から起算して１年を経過する日までに前項の協議を開始するものとし、同日までに当該協議を開始しない場合は、改めて事前協議書を町長に提出しなければならない。

５　事業者は、協議すべき事項の全てについて所管課又は関係機関から協議を終了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、速やかに町長に提出しなければならない。

６　町長は、前項及び次条の規定による報告等を確認したときは、事前協議終了通知書（様式第２号）に事前協議書の副本を添えて事業者に通知するものとする。

（周辺住民等への説明等）

第４条　条例第１０条第１項の規定による説明会等は、前条第１項の事前協議書の提出後において、周辺住民等に対して行うものとする。

２　条例第１０条第３項の規定による周辺住民等に対する説明の報告は、周辺住民等に対する説明結果報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）　説明を行った地域の範囲を示した図面

（２）　説明会等で使用又は配布した図書の写し

（３）　説明会出席者又は戸別訪問等により説明を受けた者の名簿の写し

（４）　事業実施に当たっての誓約書（様式第３の２号）

（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（届出）

第５条　条例第１１条第１項の規定による届出は、特定施設設置事業計画（変更）届出書（様式第４号）に別表第１に掲げる図書を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、同表に掲げる図書のうち、第２条の規定により事前協議書に添付した図書に変更がないときは、省略することができる。

（施設基準）

第６条　条例第１２条に規定する施設基準は、別表第２に定めるとおりとする。

（変更の届出）

第７条　条例第１３条第１項による届出は、特定施設設置事業計画（変更）届出書（様式第４号）に別表第１に掲げる図書のうち、事業計画の変更に関係するものを添付し、町長に提出しなければならない。

２　条例第１３条第１項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（１）　設置工事の着手予定日を当該予定日以降の日にする変更（当該予定日から起算して６０日を超える日の変更を除く。）

（２）　事業区域の面積の変更であって、変更前の面積の１割以内を減少させるもの

（３）　特定施設の発電出力又は蓄電容量を縮小するもの

（工事着手等の届出）

第８条　条例第１４条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を町長に提出して行わなければならない。

（１）　設置工事に着手するとき　工事着手届出書（様式第５号）

（２）　設置工事を中止又は再開するとき　工事中止（再開）届出書（様式第６号）
（３）　設置工事が完了したとき　工事完了届出書（様式第７号）
（事業者等に関する情報の掲示）
第９条　条例第１５条の規定による情報の掲示は、特定施設の事業者等に関する情報の標識（様式第８号）を掲げることにより行うものとする。ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第９条第４項に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画の認定を受けた太陽光発電事業（太陽光発電施設の出力が２０キロワット未満のものを除く。）については、同法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第５条第１項第５号の規定により標識を掲げるものとする。
２　事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じたときは、当該標識に記載した事項を速やかに訂正しなければならない。
（廃止の届出）
第１０条　条例第１７条第１項の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第９号）を町長に提出して行わなければならない。
２　条例第１７条第２項の規定による届出は、事業廃止完了届出書（様式第１０号）を町長に提出して行わなければならない。
（身分証明書）
第１１条　条例第２０条第２項の規定による証明書は、立入調査職員証（様式第１１号）とする。
（公表）
第１２条　条例第２３条の規定による公表は、京丹波町公告式条例（平成１７年京丹波町条例第３号）の規定による掲示場への掲示、町ホームページへの掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。
（その他）
第１３条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
（施行期日）
この規則は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和４年規則第１５号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和４年規則第２０号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年規則第１８号）
この規則は、令和５年１０月１日から施行する。
附　則（令和５年規則第１９号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に旧規則第８条第１項の規定により掲げている標識は、新規則第８条第１項の規定により掲げたものとみなす。

附　則（令和８年規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条、第５条、第７条関係）

図書の種類	図書に明示すべき事項等
１　位置図	方位、縮尺及び事業区域
２　事業計画書	（１）　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） （２）　特定施設の名称 （３）　事業区域の所在地及び面積 （４）　特定施設の発電出力又は蓄電容量 （５）　設置工事の着手及び完了の予定日 （６）　設計者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） （７）　施工者及び工事管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） （８）　保守点検責任者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） （９）　設置工事の設計内容 （１０）　良好な自然環境等の保全に関する計画 （１１）　設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画 （１２）　防災上の措置に関する計画 （１３）　資材、廃材等の管理に関する計画

	（１４）　特定施設の維持管理計画（特定施設の廃止後において行う措置を含む。） （１５）　既存の道路、水路等の管理に関する計画 （１６）　事業の施工に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項
３　設計説明書	造成、排水、設置方法等に関する基本方針
４　事業区域内権利者一覧表	（１）　物件の種類、所在地及び地番 （２）　権利の種類、権利者の氏名又は名称 （３）　事業者以外の権利者があるときは、賃貸借契約書の写し、使用承諾書その他これらに相当するもの
５　登記事項証明書	事業区域内のもの（副本には写しの添付でも可とする。）
６　隣接土地所有者一覧表	所在地、地番及び権利者の氏名又は名称
７　公図の写し	事業区域及びその隣接地（事業区域を朱線で明示すること。副本には写しの添付でも可とする。）
８　現況平面図	
９　現況写真	
１０　土地利用計画図	事業区域の境界、現況道路、河川、特定施設、緑地、防災・緩衝施設等の配置等がわかるもの
１１　土地造成計画平面図、断面図	事業区域の境界、切土箇所・盛土箇所、高低差、法面の勾配角度、保護措置（擁壁等）の設置状況等がわかるもの
１２　雨水排水計	事業区域の境界、現況道路、河川、排水施設配置図、

画	排水方向、放流先（その管理者）等がわかるもの
１３　特定施設仕様書	特定施設の仕様がわかるもの
１４　他の法令による許可又は認可等を受けている場合は、その写し	

別表第２（第６条関係）

１　事業区域内の環境の保全	歴史的建造物等景観資源に配慮した措置が講じられていること。 事業区域が住宅地に近接する場合は、太陽光の反射による影響を低減するため、必要に応じて、低反射のものの使用、植栽等の設置その他必要な措置が講じられていること。 特定施設に係る設備が住宅等に隣接して設置される場合は、必要に応じて防音壁の設置その他騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。 事業区域内に生育する木竹の伐採は、特定施設、事業区域への進入路、排水施設等設置のための必要最小限度のものであること。 土砂流出等による濁水の発生防止のために必要な措置が講じられていること。
２　防災上の措置	事業区域において切土、盛土、埋土等の造成を行う

	場合は、特定施設、進入路の確保や排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。 　雨水その他地表水を排水するための対策を講じていること。 　事業区域内及び区域外に影響を及ぼさないように土地の形状、形質に対応した防災上の措置を講じること。
3　安全性の確保	繁茂した雑草又は枯草等を除去し、周辺環境に影響を及ぼさないように適正に管理すること。 　事業区域内に容易に立ち入ることができないように柵塀等を設置すること。
4　廃止後において行う措置	特定事業の廃止後は、事業者の責任において、次に掲げる措置を講じること。 （１）　特定施設を速やかに撤去すること。 （２）　特定施設の撤去及び廃棄について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）及び太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）その他関係法令等に従い適正に処理を講じること。 （３）　事業区域であった土地について、修景、緑化、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を講じること。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

事業者
住所
氏名　　印
（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

事前協議書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第３条第１項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて協議します。

記

種類	□　太陽光発電施設　　□　系統用蓄電池 □　新設　　□　変更(内容　　) ※近接した時期・場所の太陽光発電施設の有無（ 有 ／ 無 ）		
事業区域の所在地	京丹波町		
事業区域の敷地面積	㎡		
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ		
着手予定日	年　月　日	完了予定日	年　月　日
工事管理者	住所 氏名　　電話番号		
保守点検責任者	住所 氏名　　電話番号		

※増設の場合は、増設前、増設後が分かるように記載すること。

様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

京丹波町長

事前協議終了通知書

下記の事業について事前協議を終了したので、京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第３条第６項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業者	住所
	氏名
事業区域の所在地	京丹波町
事業区域の敷地面積	㎡
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ
事前協議受付日及び番号	年　　月　　日　　第　　号

町の意見

様式第３号（第４条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

住所

氏名　　印

（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

周辺住民等に対する説明結果報告書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第４条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業区域の所在地	京丹波町
説明の方法	説明会・戸別訪問・その他（　　）
説明を実施した日時及び場所等	実施日時（　　回目） 年　月　日　時　分～　時　分 場所又は範囲
説明会の出席者数、訪問件数、説明した団体名等	
説明の概要	
周辺住民等からの意見、要望等	
意見、要望等への対応又は回答	

添付書類　説明を行った範囲を示す図面、説明会等で使用又は配布した図書の写し、説明会出席者又は説明を受けた者の名簿の写し、事業実施に当たっての誓約書（様式第３の２号）、その他町長が必要と認めるもの

様式第３の２号（第４条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

事業者
住所
氏名　　印
（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

誓約書

下記の事業を実施するに当たっては、周辺住民等との良好な関係を築くよう努めるとともに、京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例及び関係法令を遵守し、本事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたることを誓約いたします。

記

事業の種類	□　太陽光発電施設　　□　系統用蓄電池
事業区域の所在地	京丹波町
事業区域の敷地面積	㎡
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ

様式第４号（第５条、第７条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

住所
氏名　　印
（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定施設設置事業計画（変更）届出書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第５条（第７条第１項）の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

<table>
<tr><td>種類</td><td colspan="4">□　太陽光発電施設　　□　系統用蓄電池
□　新設　　□　変更(内容　　)
※近接した時期・場所の太陽光発電施設の有無（ 有 ／ 無 ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業区域の所在地</td><td colspan="3">京丹波町</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業区域の敷地面積</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量</td><td colspan="3">ｋＷ　・　ｋＷｈ</td></tr>
<tr><td colspan="2">着手予定日</td><td>年　月　日</td><td>完了予定日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">事前協議受付日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事管理者</td><td colspan="3">住所
氏名　　電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">保守点検責任者</td><td colspan="3">住所
氏名　　電話番号</td></tr>
</table>

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

住所
氏名　　印
（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

工事着手届出書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

種類	□　太陽光発電施設　　□　系統用蓄電池 □　新設　　□　変更(内容　　) ※近接した時期・場所の太陽光発電施設の有無（ 有 ／ 無 ）
事業区域の所在地	京丹波町
事業区域の敷地面積	㎡
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ
工事着手の日	年　　月　　日

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

住所
氏名　　印
（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

工事中止（再開）届出書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

種類	□　太陽光発電施設　　□　系統用蓄電池 □　新設　　□　変更(内容　　) ※近接した時期・場所の太陽光発電施設の有無（ 有 ／ 無 ）
事業区域の所在地	京丹波町
事業区域の敷地面積	㎡
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ
工事中止（再開）の日	年　　月　　日
工事を中止（再開）の理由	

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

住所
氏名　　印
（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

工事完了届出書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

種類	□　太陽光発電施設　　□　系統用蓄電池 □　新設　　□　変更(内容　　) ※近接した時期・場所の太陽光発電施設の有無（ 有 ／ 無 ）
事業区域の所在地	京丹波町
事業区域の敷地面積	㎡
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ
工事完了の日	年　　月　　日
特定施設の運転開始予定日	年　　月　　日

添付書類　工事完了写真

様式第８号（第９条関係）

特定施設の事業者等に関する情報	
特定施設の名称	
事業区域の所在地	京丹波町
事業者	住所 氏名 連絡先電話番号
保守点検責任者	氏名 連絡先電話番号
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ
特定施設の運転開始年月日	年　　月　　日

※縦２５ｃｍ以上、横３５ｃｍ以上とする。

※風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適切な材料を使用すること。

様式第９号（第１０条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

住所

氏名　　印

（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

事業廃止届出書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第１０条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地	京丹波町
事業区域の敷地面積	㎡
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ
廃止予定年月日	年　　月　　日
撤去工事の予定期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
廃止理由	
撤去及び処分方法	
廃止後の事業区域の管理方法	

様式第１０号（第１０条関係）

年　　月　　日

京丹波町長　様

住所
氏名　　印
（法人その他の団体は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

事業廃止完了届出書

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第１０条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地	京丹波町
事業区域の敷地面積	㎡
特定施設の発電出力の合計又は蓄電容量	ｋＷ　・　ｋＷｈ
廃止年月日	年　　月　　日
撤去完了日	年　　月　　日

様式第１１号（第１１条関係）

（表面）

第　　号

写真

立 入 調 査 職 員 証

所　　属

職 氏 名

上記の者は、京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例第２０条第１項による立ち入り調査を行う職員である。

年　　月　　日交付

京丹波町長

（裏面）

京丹波町における太陽光発電施設等の適正な設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第２０条　町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。